

**「第7期北九州市障害福祉計画」
「第3期北九州市障害児福祉計画」**

**令和7年度
主な成果目標ごとの取組実績**

目 次

成果目標(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・・・P1
成果目標(4)福祉施設から一般就労への移行等	・・・P2
成果目標(5)障害のある子どもに対する支援の 提供体制の整備等	・・・P3
成果目標(6)相談支援体制の充実・強化等	・・・P4

成果目標（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活拠点等の機能のうち、「緊急時の受入れ・対応」については、令和8年度末までに1箇所以上を維持するとともに、「相談」及び「体験の機会・場」の各機能についても1箇所以上整備し、その機能充実のためにコーディネーターによる効果的な支援体制の構築を進めながら、運用状況を検証、検討するための会議を年1回以上開催することを目標とします。

（実施状況）

- ・ 緊急時の受入施設として、1施設各1床空床を確保（受入実績：2名）
- ・ 「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」を担う事業者の募集を行い、3グループを選定し、令和6年6月からモデル的に支援を実施中。
- ・ 機能充実に向けた検証・検討会を3回実施。障害者自立支援協議会内において、第二回応募に向けた検討も含め、拠点に関する事業所の基準やフォロー等を含め、事業が浸透する仕組みづくりの検討・実施を進めていく。

成果目標（４）福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和８年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数を、令和４年度の一般就労への移行実績（３０５人）の １．２８倍（３９０人以上）とする。

（実施状況）

・令和７年度の一般就労への移行者数は４０２人となり、令和４年度の実績（３０５人）から９７人増加し、令和８年度の目標値（１．２８倍）を上回る結果となりました。

成果目標（５）障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

エ 医療的ケアが必要な子どもに対する支援について

北九州地域医療的ケア児支援協議会を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図る。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と支援が必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを配置する。

（実施状況）

行政・医療・福祉間での情報交換をはじめ、介護負担の軽減（レスパイト）のための訪問看護費用の一部助成し、総合療育センターへの医療的ケア児コーディネーターを配置するとともに、家族交流会を開催し、課題等のヒアリングや各支援機関との調整を行った。また、災害時個別支援計画の作成に取り組んでいる。

成果目標（６）相談支援体制の充実・強化等

障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を通じた地域づくりを図る体制を確保する。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保することを目標とする。

（実施状況）

障害者基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施や、研修や会議等を通じた人材育成及び相談支援体制の強化について、一定の成果を得ていると考えています。

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の設置については見込みを下回りましたが、臨床心理士や保健師によるアドバイザー制度を導入し、質の向上を図っています。

引き続き、自立支援協議会で開催する連絡会議や研修会を通じて、相談支援専門員の質の向上を図るとともに、関係機関との連携強化を進めます。